

平成30年度 事業計画

I 基本方針

1 当公社は、平成26年3月に知事から農地中間管理機構の指定を受け、同年4月から農地中間管理事業を開始しました。

農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業経営を新たに営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性を向上することを目的としています。

この事業により、当公社は営農の規模を縮小したり離農したりする県内の農家等から農地を借り受け、当公社が中間保有し効率的に貸し付けることで、県内の担い手農家の経営規模の拡大や農地の集団化を図ります。

2 本年度は、県内における担い手への集積・集約目標面積、年間1,100haの達成に向けて、農地中間管理事業の取り組みを加速します。

農地の借受希望面積に対して貸付希望面積が少ないため、市町村、JA、農業委員会等の関係機関との連携を強化し、更なるPRや働きかけにより農地の出し手への事業の周知徹底や掘り起こしを図ります。

平成29年度の土地改良法改正により、機構が借り受けした農地について、農家の申請によらず県が農家の費用負担や同意を求めずに基盤整備を実施することが可能となったことから、この法改正により新たに制定された農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を活用して基盤整備を実施する地区を、これまで取り組んできた基盤整備実施地区や集落営農法人設立地区等に加えて重点地区として指定し、関係機関と連携して事業に取り組みます。

また、次世代施設園芸を推進するため、高知県農業公社次世代施設園芸団地農地確保基金を活用して優良農地を確保し園芸団地の基盤整備を支援します。

遊休農地や空きハウスについては、収集した情報をホームページに掲載する等の効率的な方法で農業者とのマッチングを図ります。

3 農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業により、規模拡大を目指す担い手や新規就農者に農地の利用集積を図るため、引き続き農地の売買を推進します。

4 新規就農総合対策事業では、農地確保にかかる就農相談員活動や就農支援資金の管理運営により、新規就農者の確保や定着を図ります。

5 平成30年度の推進体制は、公社職員4名、臨時職員10名、農地集積推進支援員11名の合計25名体制とし、この他に地域の人と農地等に精通した農業関係者や世話役等を農地活用サポーターに委嘱します。

農地中間管理事業担当の中に引き続き次世代施設園芸団地農地確保担当を2名配置するとともに、5市2町の合計12名に委嘱しています農地活用サポーターを、農地集積の機運が高まった地区でさらなる増員を図ります。

6 過去の事業にかかる未収金の債権管理及び回収のため、公社内で債権管理検討会を毎月開催し、顧問弁護士等のアドバイスを得ながら、組織的、効果的に取り組みを進めます。

II 具体的な事業内容

1 農地中間管理事業

(1) 重点地区を中心に県下全域で取り組みましたが、平成29年度は、集落営農組織などへの集積が過年度までに一部完了したことと、重点地区の基盤整備地区での集積が工事の進捗、地元調整等でできなかつたことなどにより、平成28年度の136haを下回る約115ha（2月1日暫定値）の借入見込みとなっています。

平成29年度の借受希望は、応募回数を年5回実施した結果、延べ95経営体、借受希望面積141haとなりました。これに対し、貸付希望は370名、貸付希望面積118ha（2月1日現在）で、過年度と比べて受け手と出し手の面積が少なくなっています。これらについては、上でも説明したとおり事業が一定一巡したためと考えられます。

そのため、平成29年度は新たに創設された機構関連事業の実施に向けて県及び関係機関等と連携し市町村への周知活動を行いましたが、まだ成果には至っておりません。

本年度はこれまでの活動に加えて、昨年度開催した県、県農業会議及び農地中間管理機構の連携による「キックオフ会議」で周知した農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針の実践活動を、現場の農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、機構の推進支援員及び農地活用サポーターを中心に、出し手の掘り起こしと受け手へのマッチングをよりきめ細かに行います。

さらに、果樹産地における担い手への園地集積を支援するために、果樹支援関連対策の事業を活用し、果樹産地協議会等と連携し事業を推進します。

また、県の中山間地域対策における「小さな拠点（集落活動センター）」との連携を提案し推進していきます。

平成28年度には貸借実績がない市町村がありましたら、平成

29年度末には新たに7町村で実績ができましたので、実績がない市町村は7市町村となる予定です。今後も引き続き周知活動を行い、県下全域での事業実施を目指します。

平成29年度は、重点地区を10市町村19地区指定し事業を推進しましたが、30年度は、機構関連事業、基盤整備事業及び農地耕作条件改善事業の実施地区で、利用集積・集約の機運が高まった地区を新たに7地区追加し、1地区が事業完了したことから、14市町村25地区を指定し事業を推進します。年度途中で集積の機運が高まった場合には、重点地区を適宜追加して推進します。

なお、年度途中で重点地区を変更または追加した場合には、直近の理事会で報告します。

(2) 次世代施設園芸団地の整備を図るため、高知県農業公社次世代施設園芸団地農地確保基金を活用し市町村等関係機関と連携して、出し手ニーズに対応した農地確保に取り組みます。

(3) 地域における農業公社の窓口として市町村等への業務委託を行います。

また、出し手の掘り起こしや受け手へのマッチングを図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員及びJA職員との連携を強化します。

(4) 各エリアの重点地区に農地活用サポーターを配置し、体制強化を図ります。

(5) 農地中間管理事業や遊休農地意向調査によってもたらされる農地等の情報を精査し、農地中間管理事業としての要件を満たさない農地や空きハウスの情報も含めて、ホームページ上で公表し、マッチングを図ります。

計画目標 県内における担い手への集積・集約面積 年間1,100ha

2 農地売買等事業

市町村や農業委員会、農家等からの申し出をもとに、農地の売買を通じて、規模拡大を目指す担い手や新規就農者等に農地の集積・集約を図ります。

計画目標 農地売買等事業による規模拡大・集積面積 年間4.5ha

3 新規就農総合対策事業

新規就農総合対策事業では、高知県農業会議と共同で設置している新規就農相談センターの機能を生かした農地確保に係る就農相談業務と、農業次世代人材投資資金（準備型）及び青年等就農資金の審査業務並びに就農支援資金の管

理運営等を行います。

計画目標 農地に係る相談件数延べ50回